

# 地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業 実施要綱

## 1 趣旨

女性が意欲と能力に応じて様々な活動に積極的に参画していくことを可能とするため、チャレンジしたいと考える女性がいつでもどこでもだれでも、ほしい情報に係関係機関の垣根を越えて効率的にアクセスできるネットワーク環境を整備する必要がある。このため、地域においてチャレンジ支援推進地域（以下、「推進地域」という。）を指定し、チャレンジ支援関連機関により構成されるチャレンジ支援地域連絡協議会を中心にネットワーク構築のための実践研究を行い、その成果の普及等を行う。

## 2 国における取組

国レベルでのチャレンジ支援関連機関の支援情報や好事例等を集約した「チャレンジ・サイト」の充実を図るとともに、様々な分野で活躍する女性を顕彰する「女性のチャレンジ大賞（仮称）」制度を創設する。また、地域におけるチャレンジ支援推進のための先進的な事例の全国普及のため、シンポジウム等の広報啓発等を実施する。

## 3 地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備

### （1）推進地域の対象

推進地域の指定に当たっては、次の点に留意する。

推進地域は、原則として都道府県・政令指定都市とすること。

推進地域において、複数のチャレンジ支援関連機関の連携・協力が得られること。

推進地域において、チャレンジ支援拠点施設となる女性センター・男女共同参画センター等が整備されていること。

### （2）推進地域の指定

都道府県・政令指定都市男女共同参画担当部局が提出する事業計画書（別紙様式1）に基づき、チャレンジ支援推進事業企画委員会の意見を聴いた上で、内閣府が指定する。

### （3）指定期間

原則として1年間とする。

#### **(4) 事業内容**

地域における支援拠点を中心として、チャレンジ支援に関する総合的相談等が可能なネットワークの構築及び総合的な情報提供の実施に関する調査研究  
地域におけるネットワーク構築を活かし、複数の支援関連機関で構成されるチャレンジ支援地域連絡協議会により、各種チャレンジ支援事業の企画・立案及びその実践

#### **(5) 事業の運営上の留意点**

都道府県・政令指定都市は、事業の円滑な運営を図るため、チャレンジ支援地域連絡協議会を設置すること。

チャレンジ支援地域連絡協議会は、複数のチャレンジ支援関連機関で構成すること。  
都道府県・政令指定都市は、事業の実施計画を策定するとともに、8月末に中間報告書(別紙様式2)を、研究終了後速やかに研究報告書(別紙様式3)を作成し、内閣府男女共同参画局長に提出すること。

都道府県・政令指定都市は、研究報告書等の配布、シンポジウムの開催等により、研究成果を公表すること。

#### **(6) 経費**

都道府県・政令指定都市は、原則として3月9日までに別紙様式4の所要経費調書を内閣府男女共同参画局に提出すること。

内閣府は、推進地域事業に要する経費を予算の範囲内で、都道府県に支出委任する。

#### **(7) チャレンジ支援推進事業企画委員会**

本事業を実施する上で、専門的な指導・助言を得るため、内閣府にチャレンジ支援推進事業企画委員会を置く。